

毎週火・金曜日発行(但休日にとりかわる日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県税条例施行規則

規則

鳥取県税条例施行規則をここに公布する。

昭和三十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県税条例施行規則

鳥取県税条例施行規則(昭和二十九年六月鳥取県規則第二十七号)の全部を改正する。

目次

第一章 総 則

第一節 通 則(第一条—第四条)
第二節 賦課徴収(第五条—第三十条)
第二章 普通税

第一節 県民税(第三十一条—第三十五条)
第二節 事業税(第三十六条—第三十七条)
第三節 不動産取得税(第三十八条—第三十九条)
第四節 娯楽施設利用税(第四十条—第四十三条)
第五節 遊興飲食税(第四十四条—第四十九条)
第六節 自動車税(第五十条)
第七節 釧 区 税(第五十一条)

第三章 目的税
第一節 軽油引取税(第五十二条)
附 則

第一章 総 則
第一節 通 則

(徴税吏員)

第一条 次の各号に掲げる者は、鳥取県税条例(昭和二

十九年五月鳥取県条例第二十六号。以下「条例」とい
う。) 第二条第一号に規定する徴税吏員を命ぜられた
ものとする。

一 総務部財政課税制係に勤務する吏員

二 県税事務所に勤務する吏員

第二条 前条の徴税吏員は、次の各号に掲げる職務を行
なうものとする。

一 条例第二条第二号に規定する徴収金(以下「徴収
金」という。)の賦課徴収に関する調査のために行
なう質問又は検査

二 徴収金にかかる滞納処分

三 県税に関する犯則事件の調査

(納税証明書)

第三条 県税事務所長(以下「所長」という。)は、条
例第二十八条の二第一項の規定による請求書の提出が
あつた場合においては、第一号様式による納税証明書
を交付しなければならない。

(異議申立の進達)

第四条 所長は、条例第二十八条の規定による異議の申
立書の提出があつたときは、直ちにその事実を調査の
うえ、意見を付して知事に進達しなければならない。

第二節 賦課徴収

(調査決定)

第五条 所長は、徴収金を徴収しようとするときは、第
二号様式による調査決定決議書により、徴収決定の手
続をしなければならない。

2 前項の徴収決定の手續をした後において、その徴収
決定した金額を変更しなければならない事由が生じた
ときは、その事由に基づく増加額又は減少額に相当す
る金額について徴収決定の手續をしなければならない。
い。

(相続人の代表者の指定等)

第六条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十
五号。以下「令」という。)第二条第二項に規定する
代表者の届出の文書は、第三号様式のとおりとする。

2 令第二条第五項に規定する代表者指定の通知の文書

は、第三号様式の二のとおりとする。

(第二次納税義務者に対する納付又は納入の通知書等)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。

以下「法」という。)第十一条第一項に規定する納付

又は納入の通知書は、第四号様式のとおりとする。

2 法第十一条第二項に規定する納付又は納入の催告書

は、第四号様式の二のとおりとする。

(繰上徴収の告知)

第八条 令第六条の二ただし書に規定する納期限を変更
する旨の文書は、第五号様式のとおりとする。

(強制換価の場合の軽油引取税の徴収に関する通知)

第九条 令第六条の三第一項に規定する執行機関に対す
る通知の文書は、第六号様式のとおりとする。

2 令第六条の三第二項に規定する特別徴収義務者又は
納税者に対する通知の文書は、第六号様式の二のお
りとする。

(担保権付財産が譲渡された場合の徴収)

第十条 令第六条の六第一項に規定する質権者又は抵当

権者に対する通知の文書は、第七号様式のとおりとす
る。

2 令第六条の六第二項に規定する交付要求書は、第八
号様式のとおりとする。

(担保の目的でされた仮登記がある財産の差押の通知)

第十一条 令第六条の七に規定する仮登記権利者に対す
る通知の文書は、第九号様式のとおりとする。

(譲渡担保権者等に対する告知書等)

第十二条 令第六条の八第一項に規定する譲渡担保権者
に対する告知書は、第十号様式のとおりとする。

2 令第六条の八第二項に規定する納税者又は特別徴収
義務者に対する通知の文書は、第十号様式の二のお
りとする。

(徴収猶予の手續)

第十三条 法第十五条第一項若しくは第二項又は法第十
五条の三の規定により徴収の猶予を受けようとする者
は、次の事項を記載した申請書を所長に提出しなけれ
ばならない。

一 納付すべき県税の年度、税目、納期限及び金額

二 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額

三 徴収の猶予を受けようとする理由及びその期間

四 分割納付の方法により徴収の猶予を受けようとする場合には、その分納金額及びその納付すべき期限

五 徴収の猶予を受けようとする金額が五万円をこえる場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項

2 法第十五条第三項の規定により徴収猶予期間の延長を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を所長に提出しなければならない。

一 徴収猶予期間の延長を受けようとする県税の年度、税目、納期限及び金額

二 徴収猶予期間の延長を受けようとする理由及びその期間

三 前項第四号及び第五号に掲げる事項に相当する事項

3 法第十五条第四項（法第二百二十二条の二第二項及び第七百条の二十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予又は期間延長の承認の通知は、第十一号様式による承認通知書で、不承認の通知は第十一号様式の二による不承認通知書でしなければならない。

4 法第十五条の四第三項（法第二百二十二条の第二項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予の取消の通知は、第十一号様式の三による通知書でなければならない。

（納付又は納入委託に使用できる証券）

第十四条 法第十六条の二第一項前段（法第二百二十二条の二第二項及び第七百条の二十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による知事が定める有価証券は、次に掲げる小切手、約束手形又は為替手形で、

その券面金額が納付又は納入の目的である徴収金の合計額をこえない額のものとする。

一 徴税吏員が委託を受けた有価証券を再委託する当該金融機関（以下「再委託金融機関」という。）が加入している手形交換所に加入している金融機関（手形交換所に準ずる制度を利用している再委託金融機関と交換決済をしうる金融機関を含む。以下本条において「所在地の金融機関」という。）を支払人とし、再委託金融機関の名称（店舗名を含む。）を記載した特定線引の小切手であつて、振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは知事又は所長を受取人とする記名式のもの及び振出人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは、知事又は所長にあて取立のため裏書をしたもの

二 所在地の金融機関を支払場所とする約束手形又は為替手形であつて、約束手形にあつては振出人、為替手形（自己あてのものに限る。）にあつては支払人が納付又は納入の委託をする者であるときは、知事又は所長を受取人とし、かつ、指図禁止の文言の記載のあるもの及び約束手形にあつては振出人、為替手形（引受のあるものに限る。）にあつては支払人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは、知事又は所長にあて取立のため裏書をしたもの

三 所在地の金融機関以外の金融機関を支払人又は支払場所とする前二号に掲げる小切手、約束手形又は為替手形であつて、その取立が特に確実と認められ、かつ、再委託金融機関を通じて取り立てることができらるもの

（換価の猶予に伴う手続）

第十五条 法第十五条の五第三項において準用する法第十五条第四項前段の規定による換価の猶予又は期間延長の通知は、第十二号様式による通知書でなければならない。

2 法第十五条の六第二項において準用する法第十五条の四第三項の規定による換価の猶予の取消の通知は、

第十二号様式の二による通知書でしなければならない。

(滞納処分停止に伴う手続)

第十六条 法第十五条の七第二項の規定による滞納処分の停止の通知は、第十三号様式による通知書でしなければならない。

2 法第十五条の八第二項の規定による滞納処分停止の取消の通知は、第十三号様式の二による通知書でなければならない。

3 所長は、法第十五条の七第五項の規定により徴収金の納付又は納入の義務を消滅させたときは、第十三号様式の三による通知書で滞納者に通知しなければならない。

(保証書)

第十七条 令第六条の十第三項に規定する保証人の保証を証する文書は、第十四号様式のとおりとする。

(保全担保の提供命令等)

第十八条 令第六条の十一第一項に規定する保全担保の

提供を命ずる文書は、第十五号様式のとおりとする。

2 法第十六条の三第四項に規定する抵当権を設定する旨の文書は、第十五号様式の二のとおりとする。

3 所長は、法第十六条の三第六項又は第七項の規定により担保を解除したときは、第十五号様式の三による保全担保解除通知書で当該特別徴収義務者に通知するものとする。

(保全差押の通知等)

第十九条 令第六条の十二第一項に規定する保全差押金額の通知の文書は、第十六号様式のとおりとする。

2 法第十六条の四第九項に規定する交付要求は、第十六号様式の二による交付要求書とするものとする。

3 所長は、前項の交付要求をしたときは、納税者又は特別徴収義務者及び差押財産の権利者に対して、第十六号様式の三による交付要求通知書で通知しなければならない。

(過誤納にかかる徴収金の取扱)

第二十条 所長は、法第十七条又は第十七条の二第一項

若しくは第二項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、当該納税者又は特別徴収義務者に対し、第十七号様式による過誤納金還付(充当)通知書により通知するものとする。

2 納税者又は特別徴収義務者は、前項の過誤納金還付通知書を受けた場合又は既納の徴収金のうち過納又は誤納にかかるものがあることを発見した場合において、その過納又は誤納にかかる徴収金の還付を受けようとするときは、第十七号様式の二による過誤納金還付請求書により、所長に請求しなければならない。ただし、過誤納金の額が五千円以下である場合においては、この限りでない。

3 令第六条の十三第二項の規定による還付又は充当の通知は、第十七号様式による通知書でなければならない。

(現金領収の手続)

第二十一条 所長は、徴税吏員に現金を領収させようとするときは、出納員をして第十八号様式による現金領

収証書用紙及び収納現金引継簿に綴り番号及び引渡枚数を記載し、現金領収証書用紙を交付させなければならない。

2 徴税吏員は、徴収金を領収したときは第十九号様式による県税領収証書を納人に交付しなければならない。

第二十二条 徴税吏員が現金を領収したときは、現金領収証書用紙及び収納現金引継簿に使用枚数及び現金引継額を記載し、第十九号様式による領収済報告書及び現金領収証書用紙を添付して、収納の日又はその翌日出納員にこれを引き継がなければならない。

2 出納員は、前項の現金引継を受けたときは、第二十号様式による現金払込決議簿にこれを記載し、第二十一号様式による現金払込書により直ちに現金を県金庫に払い込まなければならない。

(滞納整理票)

第二十三条 所長は、条例第二十五条の規定により督促状を発付するときは、第二十二号様式による滞納整理

票をあわせて調整しなければならない。
2 所長は、徴税吏員に滞納にかかる徴収金を徴収させようとするときは、その吏員に前項の滞納整理票を交付しなければならない。

(差押物件の取扱)

第二十四条 徴税吏員は、差押をした動産及び有価証券を引きあげたときは、第二十三号様式による差押財産引継処理簿により所長に引き継がなければならない。

2 所長は、前項の規定により差押財産の引継を受けたときは、出納員にこれを保管させ、前項の引継処理簿にその受払を記帳させなければならない。

(徴収金を郵便振替貯金の方法で払い込む場合の手続)

第二十五条 条例第九条第二項の規定により徴収金を郵便振替貯金の方法によつて払込む場合は、その払い込むべき県税事務所所在地の県金庫又は支金庫の口座に払い込まなければならない。

(徴収嘱託)

第二十六条 所長は、法第二十条の四第一項の規定によ

り徴収を嘱託しようとするときは、第二十四号様式による県税徴収嘱託書によりこれをしなければならない。

(徴収の引継)

第二十七条 所長は、納税者又は特別徴収義務者が督促を受けても徴収金を完納しない場合において、差し押えるべき財産又は差し押えた財産がその管轄区域外にあるときは、その財産の所在地を管轄する所長に徴収の引継をすることができる。

2 前項の引継は、第二十五号様式による徴収引継書に關係書類を添付しなければならない。

3 第一項の引継を受けた所長は、すみやかに、当該引継にかかる徴収金について、第五条の規定により徴収決定の手続をするとともにその旨を滞納者に通知しなければならない。

4 第一項の引継をした所長は、当該引継にかかる徴収金について、第五条の規定により減額の手続をしなければならない。

(納期限延長に関する手続)

第二十八条 所長は、条例第二十三条第三項の規定による納期限延長の申請書を受理したときは、すみやかに、その認否を決定し、延長を認めないときはその旨を、延長を認めたときは次の各号に掲げる事項を本人に通知しなければならない。

- 一 延長を認めた税目、期(月)別及び税額
- 二 延長を認めた納期限
- 三 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(公示送達書)

第二十九条 条例第二十条の規定による公示送達は、第二十六号様式による公示送達書を掲示してするものとする。

(賦課徴収等に関する帳簿)

第三十条 所長は、県税の賦課徴収等について、次の各号に定める帳簿を備えこれを整理しなければならない。
い。

- 一 県税台帳 第二十七号様式
- 二 一人別徴収簿 第二十八号様式
- 三 県税合計徴収簿 第二十九号様式
- 四 県税外合計徴収簿 第二十九号様式之二
- 五 特別徴収義務者登録簿 第三十号様式
- 六 利用券用紙及び受払簿 第三十一号様式
- 七 利用券引換券簿 第三十一号様式之二
- 八 利用券用紙及び利用券引換券用紙検印押なつ簿 第三十一号様式之三
- 九 遊興飲食税領収証用紙受払簿 第三十二号様式
- 十 遊興飲食税領収証用紙検印押なつ簿 第三十二号様式之二
- 十一 免税軽油使用者証整理簿 第三十三号様式
- 十二 軽油引取税免税証整理簿 第三十三号様式之二
- 十三 徴収猶予整理簿 第三十四号様式
- 十四 換価猶予整理簿 第三十五号様式
- 十五 滞納処分停止整理簿 第三十六号様式

- 十六 県税徴収嘱託簿 第三十七号様式
 - 十七 県税徴収受託簿 第三十八号様式
 - 十八 還付金整理簿 第三十九号様式
 - 十九 納付(納入)受託証券整理簿 第四十号様式
 - 二十 徴税令書等発付決議簿 第四十一号様式
 - 二十一 督促状発付決議簿 兼滞納整理票回付簿 第四十二号様式
 - 二十二 異議申立受付件名簿 第四十三号様式
 - 二十三 犯則者通告処分台帳 第四十四号様式
 - 二十四 犯則者処分猶予台帳 第四十五号様式
- 2 前項に規定する帳簿の取扱については、別に知事が定める。

第二章 普通税

第一節 県民税

(県民税の所得割の課税総額の通知書)
 第三十一条 条例第三十二条の規定による県民税の所得割の課税総額の通知は、第四十六号様式による通知書とするものとする。

(県民税の所得割の課税総額算定額の承認申請書)
 第三十二条 市町村は、条例第三十三条第四項の規定による県民税の所得割の算定課税総額について知事の承認を受けようとするときは、第四十七号様式による承認申請書を提出しなければならない。

(個人の県民税にかかる徴収整理簿の備付)
 第三十三条 市町村は、第四十八号様式による徴収整理簿を備え、調定額、徴収済額及び県金庫への払込額その他必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の規定による徴収済額の記載は、令第八条の規定によるあん分率によつてあん分した額によらなければならない。

(個人県民税の払込)

第三十四条 市町村長は、法第四十二条第三項の規定により個人の県民税の払込みをしたときは、第四十九号様式による県民税払込通知書で所長に通知しなければならない。
 (個人の県民税の賦課徴収に関する報告書)

- 第三十五条 条例第三十七条及び第三十八条の規定による市町村長の報告書は、次の各号に定める様式によるものとする。
 - 一 条例第三十七条第一項の報告 第五十号様式
 - 二 条例第三十七条第二項の報告 第五十一号様式
 - 三 条例第三十七条第四項の報告 第五十二号様式
 - 四 条例第三十八条の報告 第五十三号様式

(所得区分経理の承認)

第三十六条 法第七十二条の二十第三項の規定により区分計算の方法又はその変更の承認を受けようとする者は、第五十四号様式による承認申請書を提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを審査のうえ承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者にその旨を通知しなければならない。
 (法人の事業税の申告納付期限の承認)

第三十七条 所長は、地方税法施行規則(昭和二十九年

総理府令第二十三号)第四条の規定による申請書を受理したときは、その適否を調査のうえ承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第五十五号様式による通知書で通知しなければならない。

第三節 不動産取得税

(不動産の価格等の通知)

第三十八条 条例第六十六条の規定による不動産の価格の通知は、第五十六号様式による通知書でしなければならない。

第三十九条 条例第六十六条の二の規定による固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知は、第五十七号様式による通知書でなければならない。

第四節 娯楽施設利用税

(等級決定の通知)

第四十条 所長は、条例第七十九条第四項の規定により等級を決定したときは、第五十八号様式による通知書でその旨を通知しなければならない。
 (特別徴収義務者の指定)

第四十一条 条例第八十一条第二項の規定による特別徴収義務者の指定は、第五十九号様式による指定書を交付してしなければならない。

(利用券用紙交付申請等の書類)

第四十二条 娯楽施設利用税にかかる利用券用紙等の交付申請及び返納に関する書類の様式は、次の各号に定めるところによる。

一 利用券引換券用紙交付申請書 第六十号様式

二 利用券引換券用紙返納書 第六十号様式の二

三 特別利用券引換券発行承認申請書 第六十号様式の三

(証明書の交付)

第四十三条 所長は、条例第七十七条の施設の経営者等が風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第三項の規定による許可の更新を求める場合において、娯楽施設利用税を納付し若しくは納入したことが又は滞納にかかる娯楽施設利用税について徴収

猶予、滞納処分の停止若しくは換価の猶予が行なわれていること若しくは天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書の交付を申請したときは、第六十一号様式による証明書を交付しなければならない。

第五節 遊興飲食税

(旅館に類する場所の指定)

第四十四条 条例第九十四条の二第三項の規定による通知は、第六十二号様式による指定書を交付してするものとする。

(飲食店、喫茶店等における遊興飲食税の免税の場所の指定)

第四十五条 条例第九十四条の三第四項の規定による通知は、第六十二号様式の二による指定書を交付してするものとする。

(特別徴収義務者の指定)

第四十六条 条例第九十七条第二項又は第三項の規定による特別徴収義務者の指定は、第六十三号様式による

指定書を交付してしなければならない。

(条例第一百一条の二の規定による場所の指定)

第四十七条 条例第一百一条の二第二項の規定による通知は、第六十二号様式の三による指定書を交付してするものとする。

(チケットを使用する場所の指定)

第四十八条 条例第一百三十二条第二項の規定による通知は、第六十二号様式の四による指定書を交付してするものとする。

(条例第一百五十五条の規定による場所の指定)

第四十九条 条例第一百五十五条第二項の規定による通知は、第六十二号様式の五による指定書を交付してするものとする。

第六節 自動車税

(証明書の交付)

第五十条 所長は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十号)第九十七条の二第一項の規定によつて自動車所有者が現に当該自動車にかかる自動車税を滞

納していないこと又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書の交付を申請したときは、第六十四号様式による証明書を交付しなければならない。

第七節 鉦区税

(証明書の交付)

第五十一条 所長は、試掘権者が鉦業法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第二号)第四条の二又は第二十条第四項の規定によつて当該試掘鉦区にかかる鉦区税を滞納していないこと又は鉦区税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書の交付を申請したときは、第六十五号様式による証明書を交付しなければならない。

第三章 目的税

第一節 軽油引取税

(特別徴収義務者の指定)

第五十二条 条例第四十二条第二項の規定による特別徴収義務者の指定は、第六十六号様式による指定書を

交付してしなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の鳥取県税条例施行規則（昭和二十九 年六月鳥取県規則第二十七号。以下「旧規則」という。）の規定によつてした手続その他の行為は、この規則の相当規定によつてした相当の手続その他の行為とみなす。
- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第一号様式(表)

第 号 納 税 証 明 書 住 所 名

鳥 取 県 税 務 所 長 殿 氏 名

昭 和 年 月 日

証明書の数

上記の目的に使用するため、下記事項について証明を請求します。

税 目 及 び 区 分	納 付 す べ き 税 額	納 付 税 額	未 納 税 額	法 定 納 期 限 等
(その他)				

上記のとおり、相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日
鳥取県事務所長 氏 名 印

第一号様式(裏)

証 紙 ち ょ 5 付 欄

第二号様式

No. _____

調 査 決 定 決 議 書

昭 和 年 月 日

下記のとおり調査決定してよいか伺います。

徴 年 取 月 決 日 定 印	収支命令者	出納員	係 長	合 議	主 査
金 額	¥	年度	昭 和	年 度	
		會計名	一 般 會 計		
		款			
		項			
		目 節			
納 期 限	納付場所				
上記金額の内訳は、別紙一人別調書のとおり。					
整 事 理 項	告知書発付年月日、区分	県税税外合計徴収簿	一人別徴収簿		
	()				

第三号様式

相 続 人 代 表 者 指 定 (変 更) 届 出 書

被 相 続 人 (包括遺贈者を含む。)	氏 名	死 亡 時 の 住 所	死 亡 年 月 日
	氏 名 (名 称)	住 所 (所 在 地)	続 柄 相 続 分
相 続 人 (包括受遺者を含む。)	氏 名	住 所	電 話 番 号
	氏 名 (名 称)	住 所 (所 在 地)	
代 表 者	氏 名 (名 称)	住 所 (所 在 地)	電 話 番 号

上記のとおり、被相続人に対する県税の賦課徴収等の書類を受領するための代表者を定め(変更)しましたから、届け出ます。

昭 和 年 月 日

氏 名 氏 名 氏 名
相 続 人 連 署
県 税 事 務 所 長 殿

④ ④ ④

第三号様式之二

第 号	相続人代表者指定通知書		
	氏 名	死亡時の住所	死亡年月日
被相続人 (包括遺贈者を含む。)	氏 名(名称)	住 所(所在地)	続 柄
	氏 名(名称)	住 所(所在地)	
相続人 (包括受遺者を含む。)	氏 名(名称)	住 所(所在地)	備 考
	氏 名(名称)	住 所(所在地)	
指定した相続人の 代 表 者	氏 名(名称)	住 所(所在地)	備 考

上記のとおり、被相続人に対する県税の賦課徴収等の書類を受領するための代表者を定めましたから、地方税法第九条の三第二項の規定により通知します。

昭和 年 月 日 鳥取県事務所長 氏 名 團
(相続人の氏名) 殿

第四号様式

第 号	納 付 (納 入) 通 知 書										
第二次納税義務者又は保証人		昭和 年 月 日									
住(居)所		鳥取県事務所長									
氏 名 殿		氏 名 團									
下記の納税者(特別徴収義務者)の第二次納税義務者(保証人)として同人の滞納金額のうち、下記の金額を納付しなければならないこととなりましたので、納付(納入)の期限までに納付(納入)して下さい。											
納税者	住(居)所										
	氏 名										
滞納金額	年度	税目	納期限	税額	督促手数料	延滞金額	滞納加算金額	延滞加算金額	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうち、あなたが納付(納入)すべき金額			納付(納入)の期限		納付(納入)場所						
円			昭和 年 月 日		鳥取県金庫又は郵便局						
第二次納税義務(保証債務)を負う根拠規定											
備 考											

備考1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
2 用紙寸法は、日本標準規格B列5とする。
参考 法第十一条第一項又は法第十六条の五第四項の文書に使用する。

第五号様式

第 号		納 期 限 変 更 告 知 書				
納 税 者 又 は 特別徴収義務者	住 所					
	氏 名					
変 更 納 期 限	昭 和 年 月 日 まで					
税 目	期 別	税 額	徴 収 令 書 番 号	納 期 限	摘 要	
昭和 年度						
昭和 年度						
昭和 年度						
納 付 場 所						
地方税法第十三条の二第 号に該当するので、上記のとおり納期限を変更します。 昭和 年 月 日 県税事務所長 印						

第四号様式の二

第 号		納 付 (納 入) 催 告 書	
納 税 者 特別徴収義務者	住 所		
	氏 名		
上記納税者(特別徴収義務者)に係る第二次納税義務者(又は保証人)として納付(納入)すべき金額		円	
上記の金額はさきに納付(納入)通知書で通知しましたが、まだ納付(納入)がありませんので、至急納付(納入)して下さい。			
本状発付 昭 和 年 月 日 県 税 事 務 所 長 氏 名 印			

備考 用紙寸法は郵便はがき大とする。

参考 法第十一条第二項又は第十六条の五第四項の文書に使用する。

00032

23 昭和35年9月5日 月曜日 鳥取県公報(号外)第31号

第六号様式の二 (特別徴収義務者用)
納税者

強制換価の場合の軽油引取税の徴収通知書

納税者 昭和 年 月 日
住(居)所 県税事務所長
氏 名 殿 氏 名 圃

下記の軽油が強制換価された場合には、地方税法第十三条の三第一項の規定によりその代金のうちから、下記軽油引取税を徴収します。

特別徴収義務者 住(居)所

納税者 氏 名

強制換価 手続に付 されている 軽油及び 税額	財産の名称等	性質	数量	税目	税率	税額

執行機関名 差押年月日
又は事件名

00031

昭和35年9月5日 月曜日 鳥取県公報(号外)第31号 22

第六号様式

強制換価の場合の軽油引取税の徴収通知書

執行機関名 昭和 年 月 日
官 氏 名 殿 県税事務所長
氏 名 圃

貴庁で強制換価手続に付されている下記物品については、地方税法第十三条の三第一項の規定により、売却代金のうちから下記の軽油引取税を徴収します。

特別徴収義務者 住(居)所

納税者 氏 名

強制換価 手続に付 されている 軽油及び 税額	財産の名称等	性質	数量	税目	税率	税額

執行機関名 差押年月日
又は事件名

第八号様式

地方税法第十四条の十六による交付要求書

要求先の執行機関名 昭和 年 月 日 県税事務所長 殿 氏 名 印

地方税法第十四条の十六第五項の規定により、下記徴収金額を下記担保権者が配当を受けるべき金額のうちから徴収するための交付要求します。

Table with columns for 滞納者 (Resident), 滞納金額 (Arrears Amount), and 備考 (Remarks). Includes sub-tables for 滞納者 (Resident) and 滞納金額 (Arrears Amount) with columns for 年度 (Year), 税目 (Tax Item), 納期限 (Due Date), 税額 (Tax Amount), 督促手数料 (Collection Fee), 延滞金額 (Arrears Amount), 加算金額 (Surcharge Amount), 滞納処分費 (Liquidation Fee), and 備考 (Remarks).

徴収金額 「地方税法第十四条の十六第二項第一号の金額」から「地方税法第十四条の十六第二項第二号の金額」を差し引いた金額

交産又は事件に係る財 差押年月日 昭和 年 月 日

所有者 住(居)所 氏名

担保権者 住(居)所 氏名 登記順位

- 備考 1 「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この要求書作成の日までのものです。
2 用紙寸法は、日本標準規格B列5とする。
参考 法第十四条の十六第五項による令第六条の六第二項の文書に使用する。

第七号様式

徴収通知書

質権又は抵当権者 昭和 年 月 日 住(居)所 氏名 殿 氏名 印 県税事務所長

地方税法第十四条の十六第一項の規定により、下記の徴収金額をあなたが強制換価処分より配当を受けるべき金額のうちから徴収します。

Table with columns for 納税者 (Taxpayer), 滞納金額 (Arrears Amount), and 備考 (Remarks). Includes sub-tables for 納税者 (Taxpayer) and 滞納金額 (Arrears Amount) with columns for 年度 (Year), 税目 (Tax Item), 納期限 (Due Date), 税額 (Tax Amount), 督促手数料 (Collection Fee), 延滞金額 (Arrears Amount), 加算金額 (Surcharge Amount), 滞納処分費 (Liquidation Fee), and 備考 (Remarks).

徴収金額 「地方税法第十四条の十六第二項第一号の金額」から「地方税法第十四条の十六第二項第二号の金額」を差し引いた金額

担保財産

- 備考 1 「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この通知書作成の日までのものです。
2 用紙寸法は、日本標準規格B列5とする。
参考 法第十四条の十六第四項の規定による令第六条の六の文書に使用する。

第九号様式

担保の目的でされた仮登記(録)財産差押通知書

仮登記(録)権利者
住(居)所
氏名

昭和 年 月 日
県税事務所長
氏名

下記のとおりの財産を差し押えました。
あなたがこの差押財産に有している仮登記(録)は、地方税法第十四条の十七第一項の規定に該当しますので、仮登記(録)に基く本登記(録)がされても差押の効力は失われません。
地方税法第十四条の十七第二項の規定により通知します。

特別徴収者 義務納税者	住(居)所		年度	税目	納期限	税額	督促 手数料	延滞 金 額	加算金額	延滞加算金額	滞納処分 費 額	備考
	氏名											
						円	円	円	円	円	円	
						円	円	円	円	円	円	

(名称、数量、性質及び所在)

差押財産

差押年月日	仮登記(録)年月日	登記(録)受付番号
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	

備考 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

第十号様式

第十号 地方税法第十四条の十八の規定による納付(納入)告知書

譲渡担保権者
住(居)所
氏名

昭和 年 月 日
県税事務所長
氏名

下記の納税者(特別徴収義務者)の譲渡担保財産の物件納税者として、同人の滞納金額のうち、下記の金額を納付(納入)しなければならぬこととなりましたので、納付(納入)の期限までに納付(納入)して下さい。

納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所		年度	税目	納期限	税額	督促 手数料	延滞 金 額	加算金額	延滞加算金額	滞納処分 費 額	備考
	氏名											
						円	円	円	円	円	円	
						円	円	円	円	円	円	

上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうちあなたが納付(納入)すべき金額

納付(納入)の期限
納付(納入)場所

円 昭和 年 月 日 鳥取県金庫又は郵便局
譲渡担保権者の物件納税責任を負う根拠規定

備考	名称・数量・性質及び所在
渡保財産	
備考	

備考 (1) 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この告知書作成の日までのものとする。
 (2) この金額を、この納付(納入)告知書を送した日から十日を経過した日までに完納されなるときは、地方税法第十四条の十八第三項の規定により、あなたを第二次納税義務者とみなして、渡保財産につき滞納処分をします。
 (3) 用紙寸法は、日本標準規格B列5とする。

第十号様式之二

第 号 地方税法第十四条の十八の規定による徴収通知書

滞納者 住所 (居) 所 昭和 年 月 日
 住 (居) 氏 名 殿 県税事務所長 氏 名 印
 (特別徴収義務者) 氏 名
 下記のとおり、渡保財産からあなたの滞納金額を徴収することとしましたから通知します。

滞納金額	納税者		年度	税目	納期限	税額	督促手数料	延滞金額	加算金	延滞加算金	滞納処分費	備考
	氏名	住所(居)										
						円	円	円	円	円	円	
						円	円	円	円	円	円	

渡保財産保権者から徴収すべき金額 納付(納入)の期限 納付(納入)場所
 円 昭和 年 月 日 鳥取県金庫又は郵便局

根拠 規定 名称・数量・性質及び所在
 渡保財産 備考

第十一号様式

徴収猶予(期間延長)通知書

納税者又は特別徴収義務者	住所氏名																						
年度	期(月)別	納期限	税目	税額	延滞金	審査手数料	過少申告加算金	不申告加算金	重算加金	納付滞り分	備考	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
				円	円	円	円	円	円	円													
分納		月	日限	月	日限	月	日限	月	日限	月	日限	月	日限	月	日限	月	日限	月	日限	月	日限	月	日限
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納税担保	種類	担保目数	物価	納税所	職業	氏名																	
登記書類等の提出年月日	昭和	年	月	日	右提出場所	県税事務所	その他必要事項																

上記のとおり(納税担保を条件として)地方税法第 条の規定により徴収を猶予(の期間延長)をいたしましたから通知します。

昭和 年 月 日

殿

県税事務所長 氏

名 印

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称)

第十一号様式之二

徴収猶予(期間延長)不承認通知書

納税者又は特別徴収義務者	住所(所在地)	氏名(名称)			
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	日申請のあった徴収猶予(の期間延長)については、承認できませんから通知します。		

県税事務所長

氏

名 印

(納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称)

第十一号様式の三

第 号	徴 収 猶 予 取 消 通 知 書	氏 名 又 は 名 称
住 所	又 は 居 所	
年 度 期(月)別	納 期 限	税 目
		税 額
		延滞金 円
		督促手数料 円
		延滞金 加算 円
		過少申告金 加算 円
		不申告金 加算 円
		重加算金 円
		滞処分 円
当初猶予した総額	内分納済額	差引取消額
円	円	円
猶予取消の理由その他 必要事項	摘要	

地方税法第 条の規定により上記のとおり徴収猶予を取り消しましたから通知します。
なお上記金額をすみやかに納めて下さい。

昭和 年 月 日

(納 税 者 又 は の 氏 名 又 は 名 称) 殿
鳥取県事務所長 氏 名 圖

第十二号様式

第 号	換 師 の 猶 予 (期 間 延 長) 通 知 書									
納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者	住 所 氏 名									
差押財産の表示										
年 度 期(月)別	納 期 限	税 目	税 額	延滞金 円	督促手数料 円	過少申告金 加算 円	不申告金 加算 円	滞処分 円	摘 要	
分 納	月 日 限	月 日 限	月 日 限	月 日 限	月 日 限	月 日 限	月 日 限	月 日 限	月 日 限	月 日 限
納 税 保 担	担 保 種 類	細 目	数 量	価 格	住 所	納 税 保 業 証 人 名				
登記書類等の提出年月日	昭和 年 月 日	右提出場所		鳥取県事務所	その他必要事項					

上記のとおり(納税担保を条件として)地方税法第十五条の五の規定により、滞納処分による財産の換師を猶予(の期間延長)をいたしましたから通知します。

昭和 年 月 日

(納 税 者 又 は の 氏 名 又 は 名 称) 殿
鳥取県事務所長 氏 名 圖

第十二号様式之二

第 号	換 備 簿 字 の 取 消 通 知 書							
滞 納 者	住所又は居所 氏名又は名称							
差押財産の表示								
区分	年 度 期(月)別 納期限 税 目							
滞 納 金 額	滞 納 金 額	延 滞 金 額	督 促 手 数 料	滞 納 加 算 金	過 少 申 告 不 加 算 金	重 加 金	滞 納 処 分 費	摘 要
	円	円	円	円	円	円	円	

地方税法第十五条の六第一項の規定により、上記換価の猶予を取り消したので、同条第二項の規定により通知しますから直ちに完納して下さい。

昭和 年 月 日

滞 納 者 又 は (納 税 者 又 は の 氏 名 又 は 名 称) 殿
(特 別 徴 収 義 務 者)

鳥取県事務所長 氏 名 團

第十三号様式

第 号	滞 納 処 分 の 停 止 通 知 書							
滞 納 者	住所又は居所 氏名又は名称							
差押財産の表示								
区分	年 度 期(月)別 納期限 税 目							
滞 納 金 額	滞 納 金 額	延 滞 金 額	督 促 手 数 料	滞 納 加 算 金	過 少 申 告 不 加 算 金	重 加 金	滞 納 処 分 費	摘 要
	円	円	円	円	円	円	円	

上記の滞納金額につき地方税法第十五条の七の規定を適用し滞納処分の執行を停止する。

上記の取扱は処分の停止により納税の資力の回復に猶予期間を与えたものであるから、資力の回復に努め一日も早く自主的に納税義務を完済して下さい。

昭和 年 月 日

(納 税 者 又 は の 氏 名 又 は 名 称) 殿
(特 別 徴 収 義 務 者)

鳥取県事務所長 氏 名 團

第十三号様式の三

納税義務消滅通知書

滞納者 昭和 年 月 日

住(居)所 氏 名 殿 県税事務所長 氏 名 園

あなたの下記徴収金については、納税義務が消滅しましたから通知します。

滞納徴収金	年度	税目	納期限	税額	督促手数料	延滞金額	滞納加算金額	延滞加算金額	滞納処分費	備考
						法律による金額		法律による金額	法律による金額	
						法律による金額		法律による金額	法律による金額	

第十三号様式の二

滞納処分停止の取消通知書

滞納者 住所又は居所 氏名又は名称

区分	年度	期月別	納期限	税目	停止中の					摘要		
					税額	延滞金	督促手数料	延滞加算金	滞納加算金		不申告加算金	重算加金
					円	円	円	円	円	円	円	

上記の滞納金額につき滞納処分の執行を停止していたが、本日これを取り消したので直ちに完納して下さい。

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏

名 園

(納税者又は滞納者の氏名又は名称) 殿

第十四号様式 保 証 書

納税者又は特別徴収義務者

住所(所在地)
氏名(名称)

収入印紙

保 証 の 範 囲	年度	期別	税 目	税 額	税 率	延滞金 延滞額	加算金 加算額	過少申告 加算金額	重加算金額	滞納処分費	小 計	備 考
				円		円	円	円	円	円	円	
合 計											円及び上記の法律による金額	

徴収猶予に係る徴収金について、その担保として保証します。上記の者が不履行の場合には、滞納処分を受けても異議がありません。

保証した日 昭和 年 月 日 保 証 人 氏 名 印
 県 税 事 務 所 長 殿

(注) 1 保証人氏名及び押印欄は、保証人自ら署名するとともに、印鑑登録のある印鑑を捺印して下さい。
 (摘要) 保全担保又は保全差押の場合における保証書は、この保証書に準じて作成させること。

第十五号様式

保 全 担 保 提 供 命 令 書

特別徴収義務者 納 税 者 昭和 年 月 日
 住(居)所 氏 名 殿 県 税 事 務 所 長 氏 名 連 名 連
 県 税 事 務 所 長 殿

県税の徴収上必要があるので、地方税法第十六条の三第一項の規定により、下記のとおり担保の提供を命じます。

担 保 の 内 容	担保される果税 担保される金額	昭和 年 月 日	日以後に課される 税 額
担保の提供期限	昭和 年 月 日 限		

備 考
 1 担保される金額の算出根拠は次のとおりです。
 2

第十五号様式の三

保全担保解除通知書

納税者又は特別徴収義務者	住所	氏名				
	住所	氏名	称	数	量	性質
担保した保全担保	担保財産	住所	職業	業	氏名	在
	担保	住所	職業	業	氏名	在
解除した日	昭和 年 月 日					

上記のとおり、保全担保を解除しましたから、通知します。

昭和 年 月 日

鳥取県 県税事務所長 氏 名 宛

(納税者又は特別徴収義務者の氏名) 殿

(摘要) この通知書は、関係機関に抵当権の設定の解除を嘱託する場合の添付用にも使用すること。

第十五号様式の二

保全担保にかかる抵当権設定通知書

特別徴収義務者 昭和 年 月 日
 納納者 県税事務所長
 住(居)所 氏 名 殿 氏 名 宛
 さきに保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないので、下記のとおり、あなたの財産について抵当権を設定します。
 地方税法第十六条の三第四項の規定により通知します。

担保される地方税	昭和 年 月 日以後に課される税
担保される金額	円
抵当権の内容	担保の財産

- (注) 抵当権の解除条件
- 命令にかかる県税の滞納が、継続して3月間なかつたときには、この通知書にかかる抵当権は、解除されます。
 - あなたの資力が回復したとき、その他の事情により必要がなくなつたと県税事務所長が認めたときは、(1)の場合によらず直ちに抵当権の解除をすることがあります。

第十六号様式

保全差押金額決定通知書

特別徴収義務者 昭和 年 月 日
 納税者
 住(居)所 県税事務所長
 氏 名 殿 氏 名 通

下記のとおり保全差押金額を決定しました。
 地方税法第十六条の四第二項の規定により通知します。

保全差押金額	年度及び税目	金額

注意事項

- この通知書交付後は、徴収金の保全のためあなたの財産を直ちに差押をします。ただし、この通知額に相当する担保として、地方税法第十六条に規定する担保又は金銭を提供して差押をしないことを県税事務所長に請求することができます。
- 保全差押財産は、地方税法第十六条の四第八項の規定により、納付又は納入する徴収金額が確定するまでは、換価処分はいたしません。
- 差押された後において1のただし書の担保を提供されたとき、この通知をしてから六月を経過した日までにあなたの徴収金が確定しなかつたときには、差押を解除します。また、あなたの資力が回復したこと、その他の事情の変化により差押の必要がなくなつたと県税事務所長が認めるときには、差押を解除することがあります。

第十六号様式の二

地方税法第十六条の四の規定による交付要求書

要求先の執行機関名

殿

昭和 年 月 日
 県税事務所長
 氏 名 通

下記のとおり、県の徴収金を確保するため、地方税法第十六条の四第九項の規定により交付要求します。

納付(納税)義務者 住(居)所 氏名	年度	税目	納期限	税額 円	督促手数料 円	延滞金額 円	加算金額 円	延滞加算金額 円	滞納処分費 円	備考

交付要求に係る財産又は事件名
 執行機関名
 差押年月日 昭和 年 月 日

備考
 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。
 2 用紙守法は、日本標準規格B列5とする。
 3 国税徴収法第82条第1項の文書に使用する。

第十六号様式の三

地方税法第十六条の四の規定による交付要求通知書

納付(納入)義務者 昭和 年 月 日
 (権利者等)
 住(居)所 県税事務所長
 氏 名 殿 氏 名 圃
 下記のとおり、県の徴収金を確保するため、地方税法第十六条の四第九項の規定により交付要求しました。

納付(納入)義務者	住(居)所										
	氏名										
保全差押金額	年度	税目	納期限	税額	督促手数料	延滞金額	加算金額	延滞加算金額	滞納処分費	備考	
				円	円	法律による金額	円	法律による金額	法律による金額	円	
							法律による金額	円	法律による金額	法律による金額	円
交付要求に係る財産										
										
執行機関名						差押年月日		昭和 年 月 日			
交付要求年月日		昭和 年 月 日									

備考 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
 2 用紙寸法は、日本標準規格B列5とする。

第十七号様式

過課納金還付(充当)通知書

納税者又は特別徴収義務者	住所										
	氏名										
過課納額の算定	番号	年度	期別	科目	納付年月日	納付額	正当額	過課納額	滞納処分費		
	①					円	円	円	円	円	
充当する額の算定	番号	年度	期別	税目	税額	督促手数料	延滞金額	滞納処分費			
	②				円	円	円	円	円	円	
還付する額	番号	年度	期別	税目	税額	督促手数料	延滞金額	滞納処分費			
	③				円	円	円	円	円	円	
還付する額	円										

上記のとおり、充当するに付したから通知します。
 なお過課納金還付請求書は、当所へ送付して下さい。
 昭和 年 月 日 殿

県税事務所長 圃

第十七号様式之二

過 誤 納 金 還 付 請 求 書

納税者又は特別徴収義務者

住所氏名

還付請求額

番号	年度	期別	税(料)目	納付年月日	納付額 ① 円	正当額 ② 円	還付請求額 ③ 円		摘要
							①	②	
計 (③の合計額)									

上記のとおり過誤納金の還付を請求します。

昭和 年 月 日

住所氏名

県税事務所長殿

㊟

(注) 代理人において請求する場合は、委任状を添付して下さい。
「番号」欄は、徴収台帳等の番号を記入して下さい。

第十八号様式

現金領収証書用紙及び収納現金引継簿

出納員(分任出納員)氏名

所長	出納員	係長	主査	領収証書用紙		引継現金	引継年月日	印
				出張前引受高 綴番号 枚	使用枚数			
				第 号	自 至 枚	自 至 枚	自 至 枚	

注 1 出張前引受高の欄は、出張前記載すること。

第十九号様式

原

符

課税地	納人	現年度	過年度	滞納繰越	計	整理番号	摘要		
総計金額	円								
税目	年度	期(月)別	税額	延滞金 手数料	延滞金 加算金	滞処分費	計	整理番号	摘要
基本額									
	自	昭和	年	年	月	日	日分		
	自	昭和	年	年	月	日	日分		
	自	昭和	年	年	月	日	日分		
	自	昭和	年	年	月	日	日分		

上記金額を領収いたしました。

昭和 年 月 日

鳥取県 県税事務所県出納員 (事務吏員)
所属分任出納員 (事務吏員)

第十九号様式

領収済報告書

課税地	納人	現年度	過年度	滞納繰越	計	整理番号	摘要		
総計金額	円								
税目	年度	期(月)別	税額	延滞金 手数料	延滞金 加算金	滞処分費	計	整理番号	摘要
基本額									
	自	昭和	年	年	月	日	日分		
	自	昭和	年	年	月	日	日分		
	自	昭和	年	年	月	日	日分		
	自	昭和	年	年	月	日	日分		

上記金額を領収いたしました。

昭和 年 月 日

鳥取県 県税事務所県出納員 (事務吏員)
所属分任出納員 (事務吏員)

区分	期	期	期
収入内訳			
税総額			
今回までの収入			
差引未納額			

課 税 地 納 入 人

課税地	納入人	現年度・過年度・滞納繰越				整理番号	摘 要
		延滞加算金額	滞り分	納税分	滞り分		
基	*本 額	延 滞 金 計 算 内 容	延 滞 加 算 金 計 算 内 容				
税		皇 至 昭 和 年 年 月 日 日 分	皇 至 昭 和 年 年 月 日 日 分				

上記金額を領収いたしました。

昭 和 年 月 日

鳥取県 県税事務所県出納員 (事務吏員)
所属分任出納員 (事務吏員)

〔注〕 この領収書は五年保存して下さい。

00059

00060

第二十号様式

現 金 払 込 決 議 簿

所 長	出 納 員	係 長	主 査	引 受 年 月 日	金 庫 払 込 年 月 日	金 額	当 月 累 計 分 額	払 込 番 号	備 考

第二十一号様式 (表面)

現金払込書

第 号	昭和	年度歳入
一 般 会 計		
千 円	百 円	十 円

但し、県税並びに県税外収入

上記金額を払込みます。

昭和 年 月 日
鳥取県 県税事務所
鳥取県出納員
鳥取県事務吏員 氏 名

領収済通知書

第 号	昭和	年度歳入
一 般 会 計		
千 円	百 円	十 円

但し、県税並びに県税外収入

上記金額を領収したので通知します。

昭和 年 月 日
鳥取県 金庫 ④
鳥取県 県税事務所
鳥取県出納員
鳥取県事務吏員 氏 名 殿

領収証書

第 号	昭和	年度歳入
一 般 会 計		
千 円	百 円	十 円

但し、県税並びに県税外収入

上記金額を領収しました。

昭和 年 月 日
鳥取県 金庫 ④
鳥取県 県税事務所
鳥取県出納員
鳥取県事務吏員 氏 名 殿

第二十一号様式 (裏面)

内 訳 要 要

款 項	金額	摘要

備考

第 号 徴 収 引 続 簿

昭和 年 月 日

県 税 事 務 所 長 殿

県 税 事 務 所 長 氏 名 理

下記のとおり滞納にかかると徴収金を引継ぎします。

年 度 期(月)別	税 目	税 額	添 付 書 類		課 税 地 現 住 所	滞 納 者 氏 名	摘 要
			名 称	枚 数			

(注) 添付書類は、滞納整理票及び差押調書その他必要な書類。

00057

第 号 公 示 送 達 書

下記書類は、通常の方法では送達不能であるので、当県税事務所に保管してあります。書類の名あて人又はその関係者の申出があればいつでも御渡します。

昭和 年 月 日

鳥 取 県 県 税 事 務 所 長 印

名 称	送 達 を 受 け る べき 者 の 住 所、氏 名

送達すべき書類

注 上記書類を受領されなさいときは、昭和 年 月 日をもって、地方税法第二十條の二第三項の規定により書類の送達があつたものとみなします。

00058

00053

第二十七号様式その一(表)

法人台帳

法人番号

TEL	青 申	同 関	株 係	経 理 者	代 表 者 氏 名	助 手	事 業 内 容
・	・	設 立	資 本	払込又は出資金額	異 時 日	由	種 類
・	・	開 業	金				種 目
・	・	決 議					
・	・	登 記					
・	・	清 結					
・	・	算 入					
・	・	載 出					
名 称	所 在 地	開 設 年 月 日	閉 業 年 月 日	従 業 者 数	事務所数又は固定資産の価額		
本 店							
事務所又は事業所							
主要役員							
職 名	住 所	氏 名	摘 要				

00070

第二十七号様式その一(裏)

法人番号	法人名	決算期									
事 業 年 度	区 分	中間申告 課税額 標準	確定申告 課税額 標準	修正申告 課税額 標準	再 修 正 課税額 標準	更正・決定 課税額 標準	再 更 正 課税額 標準	税 額	加 算 金	申告承認 年 月 日	摘 要
・	調定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	中 確 修 更 決 計	不 過		
・	総額	均	均	均	均	均	均	中 確 修 更 決 計	重		
・	調定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	中 確 修 更 決 計	不 過		
・	総額	均	均	均	均	均	均	中 確 修 更 決 計	重		
・	調定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	中 確 修 更 決 計	不 過		
・	総額	均	均	均	均	均	均	中 確 修 更 決 計	重		
・	調定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	中 確 修 更 決 計	不 過		
・	総額	均	均	均	均	均	均	中 確 修 更 決 計	重		
・	調定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	中 確 修 更 決 計	不 過		
・	総額	均	均	均	均	均	均	中 確 修 更 決 計	重		